

証券コード 3322
(発送日) 2024年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区東1丁目26番20号
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡 伸一郎

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/shareholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3322/teiji/>



また、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年6月26日（水曜日）午後6時30分まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷 4階 ホール4C
3. 目的事項
報告事項 第27期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第27期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- 1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 2) 株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- 株主総会でのお土産のご用意はございません。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
従いまして、本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと移行し、社会経済活動の正常化が進む一方で、地政学的リスクの高まりや為替変動による原材料や原油価格の高騰、これに伴う物価上昇、さらに令和6年能登半島地震の発生等、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような環境下で、当社グループは強みである継続的収益基盤の安定及び強化のため、既存事業の維持に努めるとともに、新たな商材の開発にも注力してまいりました。

5Gマーケティング事業に関しましては、5G対応通信端末の普及や関連サービスの高度化、本体価格の高騰による買い替えサイクルの長期化、さらに、一部の通信事業者においてオンライン手続の強化やキャリアショップの統廃合の方針が掲げられるなど、モバイル市場は変革の時期にあります。

このような動向を受けて販売代理店の役割も変化しつつある中、当社グループは、引き続き通信端末販売の代理店展開及び直営店舗での販売の展開に努めてまいりました。オンラインによる新たな販路の開拓を企図して独自のWEBメディアの運営に取り組む一方で、実際の販売ショップにもなお大きな需要が見込まれると判断し、商業施設等の好立地への出店を継続しております。また、サービスが複雑化し高い専門性が求められる販売ショップに特化した人材派遣においても、人材確保等の事業拡大に向けた動きに注力しました。

B to Bイノベーション事業に関しましては、現在の主軸であるオフィス文具通販の代理店展開に関しては、競合他社のみならず大手通販サービスも市場へ参入していることにより厳しい状況にありますが、コロナ禍の収束に伴う経済活動の正常化により売上高及び営業利益のいずれも増加しております。また、特定の取引先に依存しない新たな収益基盤の構築のため、これまでグループ全体で構築してきた法人顧客網を活用できる事業者向けの商材やサービスの開発にも引き続き取り組み、特に近時では、医療・社会福祉法人向けのコンサルティングサービスの利用者拡大に向けた営業活動に注力しております。

環境サステナ事業に関しましては、現在の主軸であるLED照明機器の販売・レンタルにおきましては、数期に亘る営業活動の結果として当社グループの提供するサービスを導入した医療施設の規模は40,000床を超え、これらの顧客から月々のレンタル料を受領することにより、堅調な利益を確保しております。

電力小売やエネルギー利用状況等に関するコンサルティングサービスでは、原油価格の高騰を受けた電気料金の高騰により新規顧客獲得に向けた積極的な営業活動は控えていたものの、既に獲得した顧客から発生する収益は一定規模に達しております。また、太陽光発電やウォーターパ

ックの販売によっても安定的な収益がもたらされております。

さらに、前事業年度より本格的に営業活動を開始したEV充電サービスについても、補助金等を活用した充電器設置サポートの提案を、充電器の設置が利便性の向上に繋がるような施設の管理又は運営をする事業者を主要なターゲットとして展開しております。充電インフラの整備によりEVが順調に普及し、充電器利用者が拡大することによって、利用量に応じた手数料を安定的に収受するという新たな収益基盤の確立のため、協力企業も増やしつつ積極的な先行投資を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高139億12百万円（前期比2.6%増）、営業利益7億10百万円（前期比24.5%増）、経常利益7億46百万円（前期比36.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億1百万円（前期比71.8%増）となりました。

事業部門別売上高の状況

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
5 G マーケティング事業	10,756,000	77.3	103.8
B to Bイノベーション事業	770,042	5.5	108.3
環境サステナ事業	2,386,736	17.2	96.1
合計	13,912,779	100.0	102.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は330,465千円であり、その主なものはレンタル用資産の購入及び太陽光発電施設の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

設備投資並びに運転資金に充当するため、当連結会計年度に金融機関から短期借入金200,000千円、長期借入金700,000千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年 3 月期)	第 25 期 (2022年 3 月期)	第 26 期 (2023年 3 月期)	第 27 期 (2024年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	16,600,919	13,211,177	13,561,517	13,912,779
経 常 利 益(千円)	351,658	750,067	548,740	746,290
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	211,005	444,098	233,782	401,724
1株当たり当期純利益(円)	37円33銭	78円57銭	41円36銭	78円02銭
総 資 産(千円)	8,522,111	8,641,784	9,248,338	9,686,144
純 資 産(千円)	4,542,505	4,958,776	5,147,771	4,892,907
1株当たり純資産(円)	803円61銭	877円25銭	910円69銭	1,027円22銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年 3 月期)	第 25 期 (2022年 3 月期)	第 26 期 (2023年 3 月期)	第 27 期 (2024年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	5,963,036	1,372,569	614,436	632,893
経 常 利 益(千円)	1,606,563	86,403	8,592	200,473
当 期 純 利 益(千円)	1,643,616	31,772	1,593	157,545
1株当たり当期純利益(円)	290円77銭	5円62銭	0円28銭	30円60銭
総 資 産(千円)	5,935,158	4,691,106	5,735,863	5,709,139
純 資 産(千円)	3,338,997	2,524,891	2,484,089	1,984,971
1株当たり純資産(円)	590円70銭	446円68銭	439円46銭	416円73銭

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社エクステンドであります。同社は、2023年9月13日付けで1,653千株を取得し、これにより当社の株式を2,411千株（議決権比率50.62%）保有したため、新たに当社の親会社となりました。なお、当社と親会社との間に何らの取引及び契約はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) アルファライズ	90,000千円	100%	オフィス用品の通信販売及びウォーターサーバー事業の販売代理店
アルファインターナショナル(株)	90,000千円	100%	移動体通信機器の販売
アルファエネシア(株)	90,000千円	100%	LED照明機器の販売・レンタル及び太陽光発電
(株) クロード	90,000千円	100%	人材派遣業
アルファメディカルマネジメント(株)	50,000千円	100%	医療法人・社会福祉法人向け経営コンサルティング
アルファエレワークス(株)	10,000千円	100%	電気工事業
アルファチャージ(株)	50,000千円	100%	E V 充電サービス

(10) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人に、よりよく」を企業理念とし、企業活動の基本方針として事業を行っております。

これまでの当社グループの成長を支えてきたものは、事業機会の創出やマーケティング全般にわたるサポート、そして販売実績の向上等を通じて培ってきた、販社及び販売代理店との信頼関係です。

今後とも更なるご信頼をいただけるよう、新商材やサポート、ソリューションサービスを充実し、販社と代理店双方の「ベストビジネスパートナー」を目指してパートナー企業と共に成長し続けるため、知恵と情熱を注ぎ続けてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）を重要な経営指標と定め、その向上に努めることを中長期的な目標としております。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社の事業は継続収入の確保を基盤とするものであり、その基盤をより多く創造し、またより強固に成長させていくことが永続的な成長のための当社のミッションであると考えております。これを実現し、中長期的な成長力の強化を目指すため、当社はグループの持株会社として以下の取り組みをサポートしてまいります。

1. 代理店網の強化・拡充

当社グループの収益と成長力の源泉として各事業を大きく支えているのは代理店網であり、当社グループは販社と代理店がよりスピーディーに販路拡大、収益拡大できるように販売スタッフの教育、経営ノウハウの提供、販売・仕入情報等、さまざまな経営サポートを提供することで代理店網の基盤強化を進めてまいります。

2. 継続的な収益の増大

当社グループは、顧客獲得後にその利用量に応じた手数料等が得られる商品・サービスの販売に注力することで、安定的かつ継続的な収益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を目指してまいります。

3. 新商材の開発

安定的に継続的な収益を生み出すためには、その源泉となる商材を確保することが不可欠となります。経営環境の変化に対応していくため、既存の収益基盤に満足することなく、常に新しい商材を開拓してまいります。

4. 顧客網の拡大・活用

B to Bイノベーション事業における約10万の法人等の稼働顧客、及び環境サステナ事業における医療法人を中心とした顧客など、事業を通じて築き上げた顧客網は、当社にとっての大きな経営資源であり、次なる成長への重要な源泉と認識しております。そのために、この顧客網を拡大していくのみならず、築き上げた顧客網に対して、グループ内で扱う他商材、新規商材も積極的に展開していくことにより、当社グループの「継続的な利益成長」を目指してまいります。

5. 経営効率の向上

経営資源の集約によるバックオフィス業務の効率化や業務フローの改善を実施し、機会損失やロスを最小限に抑えます。また、徹底したコスト管理とコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制の整備により財務体質の健全化に努めてまいります。

(11) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、5Gマーケティング事業、B to Bイノベーション事業、環境サステナ事業を軸に事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 5Gマーケティング事業

N T T ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの移動体通信端末の販売代理店事業、移動体通信端末の販売に特化した人材派遣業

② B to Bイノベーション事業

株式会社カウネットのエリアーエージェント事業及びエージェント事業、医療法人・社会福祉法人向け経営コンサルティング

③ 環境サステナ事業

LED照明機器の販売・レンタル、ウォーターサーバー事業の販売代理店、メガソーラー発電施設により発電された電力の販売、電力の小売、エネルギー利用状況に関するコンサルティングサービス、EV充電サービス

(12) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

(株)アルファライズ	東京都渋谷区
アルファインターナショナル(株)	東京都渋谷区
アルファエネシア(株)	東京都渋谷区
(株)クロード	東京都渋谷区
アルファメディカルマネジメント(株)	東京都渋谷区
アルファエレワークス(株)	東京都渋谷区
アルファチャージ(株)	東京都渋谷区

(13) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
5Gマーケティング事業	189名	35名増加
B to Bイノベーション事業	9	3名増加
環境サステナ事業	41	8名増加
全社（共通）	19	1名増加
合計	258	47名増加

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト（14名）は含んでおりません。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	1名増加	40.9歳	10.1年

事業部門	使用人数
全社（共通）	19名
合計	19

(注) 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	542,500千円
株式会社三井住友銀行	500,000千円
株式会社商工組合中央金庫	289,830千円
株式会社武蔵野銀行	280,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,160,000株
- ② 発行済株式の総数 6,962,400株 (自己株式2,199,166株を含む)
- ③ 株主数 681名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ク ス テ ン ド	2,411,000株	50.62%
立 花 証 券 株 式 会 社	547,400株	11.49%
光 通 信 株 式 会 社	397,300株	8.34%
株式会社マルチメディアネットワーク	377,700株	7.93%
鷺 見 貴 彦	167,200株	3.51%
吉 岡 伸 一 郎	161,200株	3.38%
鷺 見 和 美	37,000株	0.78%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	37,000株	0.78%
井 田 秀 明	34,800株	0.73%
青 山 浩	26,000株	0.55%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,199,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	ふ り が な 氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	よ し お か し ん い ち ろ う 吉 岡 伸 一 郎	(株)アルファライズ 代表取締役社長 アルファインターナショナル(株) 取締役会長 アルファエネシア(株) 取締役 アルファメディカルマネジメント(株) 取締役 (株)クロード 取締役 アルファチャージ(株) 代表取締役社長 (株)エクステンド 代表取締役
取 締 役	と く や ま む ね と し 徳 山 宗 年	アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長 (株)アルファライズ 取締役 (株)クロード 代表取締役社長 アルファチャージ(株) 取締役
取 締 役	に し の ゆ た か 西 野 裕	アルファエネシア(株) 代表取締役社長 アルファメディカルマネジメント(株) 代表取締役社長 アルファエレワークス(株) 代表取締役社長 アルファチャージ(株) 取締役
取 締 役	わ た な べ ま も る 渡 邊 守	渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士
常 勤 監 査 役	ま つ ぎ す す む 松 寄 進	
監 査 役	た か は し ら い た 高 橋 雷 太	高橋雷太公認会計士税理士事務所所長 (株)吉田経営 代表取締役 エム・ビー・シー開発(株) 社外監査役 鹿児島ディベロップメント(株) 社外取締役 アステラス製薬(株) 社外取締役・監査等委員 日本公認会計士協会南九州会会長 税理士法人ワイ・エム・シー 代表社員
監 査 役	こ ば や し ゆ う い ち 小 林 裕 一	行政書士法人東京K・Aサポート 社員行政書士

- (注) 1. 取締役渡邊守氏は社外取締役であります。
 2. 監査役は全員社外監査役であります。
 3. 監査役高橋雷太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役渡邊守氏、常勤監査役松寄進氏、監査役高橋雷太氏及び監査役小林裕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「本方針」）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された方針と整合していることや、社外取締役や外部顧問からの意見が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は、次のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、賞与（業績連動報酬）及び新株予約権（非金銭報酬）報酬により構成し、社外取締役については基本報酬のみとする。

■ 基本報酬

基本報酬は、職務執行の対価として職位や役割貢献に応じて決定し、新任取締役においては基準に則った報酬金額とし、重任された場合においては、新任取締役の報酬額を基準とし、任期中の連結業績及び功績に基づき報酬額を改定する。役職ごとには、新任取締役の報酬額を基準として、重任された取締役はその1.5倍まで、常務職はその2倍まで、専務職はその3倍まで、副社長職はその4倍まで、社長職または会長職についてはその5倍までとし、この基準に基づいて、他社水準等も考慮して決定する。

■ 賞与（業績連動報酬）

賞与は、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）の上昇要因を分析し、上昇率が一定のポイントを超えた場合に、業務執行取締役の功績に基づき、各人の基本報酬額の1/12の額の3倍を上限に、支給の有無を決定する。

■ 新株予約権（非金銭報酬）

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上を図るインセンティブとするため、ストックオプションとして新株予約権を付与する。付与株数は、2017年6月29日開催の定時株主総会において承認された範囲内とし、業務執行取締役を対象に一律に付与した上で、行使条件を業務分掌に応じて個別に定めるものとする。

■ 報酬等の割合

業務執行取締役の基本報酬と決算賞与の割合は、報酬のうち基本額が80%、決算賞与が20%となることを目安とする。新株予約権については、これらの比率にかかわらず、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

■ 報酬等の付与時期や条件

基本報酬は月例の固定報酬とする。賞与を支給する場合は2月の取締役会に付議して決定する。新株予約権付与の時期等の方針は定めのないものとする。

■ 個人別報酬の内容の決定方針

取締役の基本報酬については、社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて、代表取締役社長が素案を作成し、毎年、原則として6月に開催される取締役会に付議して決定する。

賞与を支給する場合の決定方法については、基本報酬と同様に社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて代表取締役社長が素案を作成し、原則として、2月に開催される取締役会に付議して決定する。

新株予約権を付与する場合には、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、取締役会に付議して決定する。

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。対象となる取締役は4名）と決議いただいております。また別枠で、2017年6月29日開催の第20回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内（対象となる取締役は、社外取締役1名を除いた3名）と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内（対象となる監査役は3名）と決議いただいております。

ウ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	124,060千円	124,060千円	－千円	－千円	4名
監査役	3,840	3,840	－	－	3
合 計 (うち社外役員)	127,900 (5,040)	127,900 (5,040)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬につきましては、本方針に記載のとおり売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）を指標とする賞与を設定しておりますが、当事業年度における支給はありませんでした。
3. 非金銭報酬につきましては、本方針に記載のとおりストックオプションとしての新株予約権を設定しておりますが、当事業年度における付与はありませんでした。
4. 上記取締役報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,700千円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊守氏の兼職先である渡邊司法書士・行政書士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雷太氏の兼職先である高橋雷太公認会計士税理士事務所、株式会社吉田経営、エム・ビー・シー開発株式会社、鹿児島ディベロップメント株式会社、アステラス製薬株式会社、日本公認会計士協会南九州会及び税理士法人ワイ・エム・シーと当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林裕一氏の兼職先である行政書士法人東京K・Aサポートと当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 渡 邊 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。
監査役 松 崎 進	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。また、内部監査部門と連携して各事業部門の実査を行うなど、監査役監査の実施において重要な役割を果たしております。
監査役 高 橋 雷 太	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。
監査役 小 林 裕 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、行政書士としての見識に基づき、適宜発言を行い、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を5回行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 OAG監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難ですので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人OAG監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,214,999	流 動 負 債	3,731,020
現金及び預金	2,607,424	買掛金	1,346,947
売掛金	1,289,480	短期借入金	850,000
リース債権及びリース投資資産	1,498,240	1年以内返済予定長期借入金	250,100
商品	758,959	未払金	310,965
貯蔵品	2,034	未払法人税等	235,280
未収入金	419,132	賞与引当金	33,173
短期貸付金	306,000	その他	704,552
その他	350,201	固 定 負 債	1,062,216
貸倒引当金	△16,472	長期借入金	818,433
固 定 資 産	2,471,144	役員退職慰労引当金	79,874
有 形 固 定 資 産	1,039,441	その他	163,909
建物及び構築物	163,930	負 債 合 計	4,793,236
機械及び装置	515,621	純 資 産 の 部	
車両運搬具	2,478	株 主 資 本	4,893,031
工具、器具及び備品	204,673	資本金	728,734
土地	152,736	資本剰余金	686,036
無 形 固 定 資 産	154,009	利益剰余金	4,952,231
のれん	65,410	自己株式	△1,473,970
その他	88,599	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△123
投 資 そ の 他 の 資 産	1,277,693	その他有価証券評価差額金	△123
差入保証金	959,028		
繰延税金資産	166,560	純 資 産 合 計	4,892,907
その他	229,115	負 債 純 資 産 合 計	9,686,144
貸倒引当金	△77,010		
資 産 合 計	9,686,144		

連結損益計算書

(2023年 4月 1日から)
(2024年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		13,912,779
売上原価		9,383,554
売上総利益		4,529,225
繰延利益	266,977	
繰延損失	431,598	
繰延利益		△164,620
差引売上総利益		4,364,604
販売費及び一般管理費		3,654,271
営業外収益		710,333
受取利息	34,753	
受取手数料	13,123	
受取その他の	4,482	
営業外費用		52,359
支暗号払資産の	6,013	
経常利益	6,418	
経常利益	3,970	
経常利益		16,402
特別利益		746,290
受取立戻料	93,132	
特別損失		93,132
固定資産除却損	4,075	
投資有価証券評価損	50	
減損	74,068	
解約違約金	6,442	
税金等調整前当期純利益		84,636
法人税、住民税及び事業税	309,963	
法人税等調整額	43,098	
当期純利益		754,786
当親当期		401,724
当社株主に帰属する利益		401,724

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,076,720	流 動 負 債	2,879,656
現 金 及 び 預 金	927,342	買 掛 金	802,494
売 掛 金	881,440	短 期 借 入 金	1,250,000
リース債権及びリース投資資産	2,561	1年以内返済予定長期借入金	250,100
前 払 費 用	18,920	未 払 金	146,309
短 期 貸 付 金	2,080,000	未 払 費 用	29,243
立 替 金	104,640	未 払 法 人 税 等	29,037
未 収 入 金	19,327	繰 延 り ー ス 利 益	336,965
そ の 他	42,487	賞 与 引 当 金	3,571
固 定 資 産	1,632,418	そ の 他	31,935
有 形 固 定 資 産	26,667	固 定 負 債	844,510
建 物	1,916	長 期 借 入 金	718,433
車 両 運 搬 具	483	預 り 保 証 金	23,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	24,267	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79,874
無 形 固 定 資 産	2,897	そ の 他	23,203
投 資 そ の 他 の 資 産	1,602,854	負 債 合 計	3,724,167
投 資 有 価 証 券	73,658	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,389,403	株 主 資 本	1,984,971
差 入 保 証 金	101,313	資 本 金	728,734
破 産 更 生 債 権 等	984	資 本 剰 余 金	688,336
繰 延 税 金 資 産	4,581	資 本 準 備 金	200,000
そ の 他	33,897	そ の 他 資 本 剰 余 金	488,336
貸 倒 引 当 金	△984	利 益 剰 余 金	2,041,871
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,041,871
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,041,871
		自 己 株 式	△1,473,970
		純 資 産 合 計	1,984,971
資 産 合 計	5,709,139	負 債 純 資 産 合 計	5,709,139

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		632,893
売上原価		35,048
売上総利益		597,844
売上利益調整		
繰延リース利益戻入額	89,683	89,683
差引売上総利益		687,527
販売費及び一般管理費		593,107
営業利益		94,420
営業外収益		
受取利息	40,543	
有価証券利息	1,270	
貸倒引当金戻入額	71,000	
その他	345	113,158
営業外費用		
支払利息	7,105	
その他	0	7,106
経常利益		200,473
税引前当期純利益		200,473
法人税、住民税及び事業税	26,911	
法人税等調整額	16,016	42,927
当期純利益		157,545

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

〇 A G 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するために対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

○AG監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

アルファグループ株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	松 寄 進 ㊟
社外監査役	高 橋 雷 太 ㊟
社外監査役	小 林 裕 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、1株あたり18円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ・当社普通株式1株につき金18円
 - ・配当総額85,738,212円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
1	よし おか しんいちろう 吉 岡 伸 一 郎 (1970年5月29日生)	1997年10月 当社設立 代表取締役社長就任 2001年 1月 当社代表取締役会長就任 2009年 6月 当社取締役会長就任 2012年 4月 当社代表取締役 最高事業責任者就任 2013年 4月 当社代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株) 取締役会長 (株)アルファライズ代表取締役社長 アルファエネシア(株)取締役 アルファメディカルマネジメント(株) 取締役 (株)クロード取締役 アルファチャージ(株)代表取締役社長 (株)エクステンド代表取締役	161,200
(取締役候補者とした理由) 創業以来、当社の数多くの事業の立ち上げに携わり、5Gマーケティング事業、B to Bイノベーション事業、環境サステナ事業の全てに精通しており、豊富な経営経験と事業運営経験により、当社全体を経営していることから、引き続き当社の取締役候補者となりました。			
2	とく やま むねとし 徳 山 宗 年 (1974年1月26日生)	1998年 5月 当社入社 2001年 4月 当社モバイルビジネス代理店部門リーダー 2003年10月 当社モバイルビジネス代理店部門マネージャー 2008年 6月 当社執行役員就任 2009年 6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長 (株)クロード代表取締役社長 (株)アルファライズ取締役 アルファチャージ(株)取締役	13,600
(取締役候補者とした理由) 入社以来、当社の主軸事業である5Gマーケティング事業に従事し、携帯電話販売に関わる数多くの業務経験を経て、2008年6月から、携帯電話販売事業を専属で行う為に設立したアルファインターナショナル(株)の代表取締役社長を務めており、5Gマーケティング事業運営における豊富な業務経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
3	にし の ゆたか 西 野 裕 (1966年7月5日生)	1988年 4月 (株)日本エルシーエー入社 1988年 9月 (株)ベンチャーリンク転籍 1993年11月 (株)エフアンドエム入社 1998年 4月 同社東京支社長兼T S企画部長就任 1999年 4月 同社再就職支援事業部長就任 2000年11月 (株)チャレンジャーグレイクリスマス代表取締役社長就任 2003年 7月 (株)ビジャスト代表取締役社長就任 2007年 4月 (株)ビジャスト総研代表取締役就任 2013年 6月 当社社外取締役就任 2015年 3月 当社社外取締役辞任 2015年 6月 当社社外取締役就任 2016年 6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファエネシア(株)代表取締役社長 アルファメディカルマネジメント(株)代表取締役社長 アルファエレワークス(株)代表取締役社長 アルファチャージ(株)取締役	-
(取締役候補者とした理由) 現在において当社が最も注力している環境サステナ事業の主力営業を担いつつ、豊富な経営経験や、当社人事戦略に関わる顧問及び当社社外取締役を務めていた経験を活かし、営業面においてだけでなく、管理面においても常に俯瞰した視点でのモニタリングを行っていることから、引き続き取締役候補者となりました。			
4	わた なべ まもる 渡 邊 守 (1970年4月3日生)	1990年 7月 三好司法書士事務所入所 1994年 1月 芳賀司法書士事務所入所 2002年 8月 渡邊司法書士事務所(現・渡邊司法書士・行政書士事務所)開設 (現在に至る) 2005年 6月 (株)アロンエステート社外監査役就任 2006年 6月 (株)メッツ社外監査役就任 2007年 6月 (株)リヴァンプ社外監査役就任 2016年 6月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士	-
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、これまでと変わらず過去の経験を取締役の業務執行に対する監督において活かしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊守氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡邊守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 渡邊守氏は、社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定められております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、渡邊守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>株主総会後のスキルマトリックス

当社では、取締役及び監査役に特に期待する分野を設定しており、本議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	職位	経営 全般	営業・ マーケ ティング	法務・ リスク 管理	情報通信 分野の 専門性	SDGs・ ESG	IT・DX	人事・ 労務	コーポ レート ガバナ ンス	内部 統制	会計・ 法令等の 専門性
取 締 役	吉岡 伸一郎	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	徳山 宗年	取締役	●	●	●	●		●	●	●	●	
	西野 裕	取締役	●	●	●		●	●	●	●	●	
	渡邊 守	社外取締役			●				●			●
監 査 役	松崎 進	常勤社外監査役	●		●						●	
	高橋 雷太	社外監査役	●							●	●	●
	小林 裕一	社外監査役			●							●

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年6月29日開催の第26回定時株主総会において補欠監査役に選任された野村典之氏の選任の効力は本総会開始の時までとされております。つきましては、監査役が法令の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

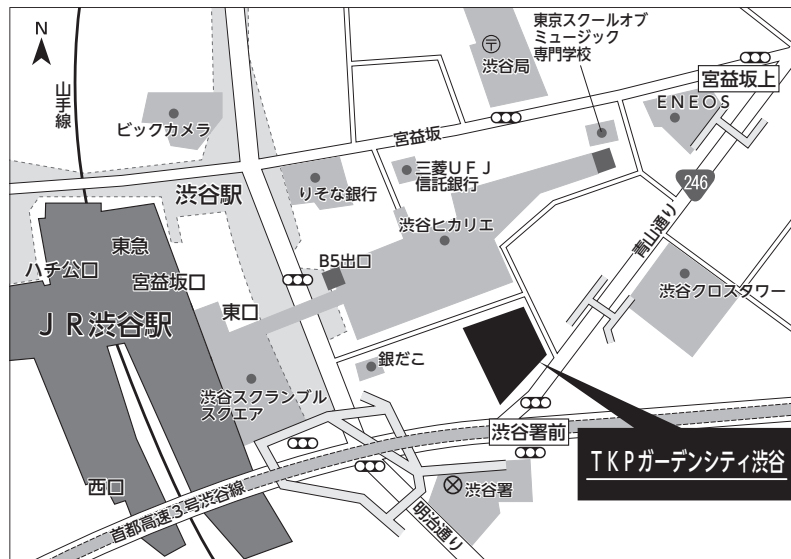
ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
の む ら の り ゆ き 野 村 典 之 (1943年9月30日生)	1968年4月 日本ファイリング(株) 入社 1990年5月 同社本店特販部長就任 1997年12月 同社営業副本部長 兼本店第二営業部長就任 1998年6月 同社取締役就任 1999年6月 同社営業本部長就任 2003年6月 同社常務取締役就任 2005年4月 同社取締役販売本部長就任 2007年6月 同社退任 2008年6月 当社補欠監査役 2009年6月 当社社外監査役就任	-
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 企業経営等豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していること、以前に当社と顧問契約を交わしており当社の事業等に関して深い理解があることから、引き続き補欠の社外監査役候補者としてしました。		

- (注) 1. 野村典之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 野村典之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 野村典之氏は、社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定であります。
 4. 当社は、野村典之氏の社外監査役就任時には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷 4階ホール 4C
T E L：03-6418-1073



[交通のご案内]

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 渋谷駅東口から 徒歩3分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線 渋谷駅B5出口から 徒歩2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。